

裁判例からみた日常生活のルール

第 8 回 産廃処理施設の操業停止

今回は産業廃棄物中間処理施設の操業禁止の事案をご紹介します。

津地方裁判所上野支部平成 11 年 2 月 24 日決定(判例時報 1706-99)

【事案の概要】

債務者は、産業廃棄物処理業者であり、産業廃棄物中間処理施設である焼却施設を建設の上操業している。債権者らは、Aニュータウン自治会の構成員であり、同ニュータウンの居住者、居宅の所有者及び土地所有者である。債権者らは、本件施設の操業によりダイオキシン類が発生して大気や地下水などが汚染され、その結果、債権者らの健康が侵害されるおそれがあるなどと主張して、本件施設の操業禁止の仮処分を申し立てた。

【裁判所の判断】

ダイオキシン類に汚染された大気や地下水によって債権者らの健康などが侵害される蓋然性があると判断し、この健康被害等の発生を防止するには、受忍限度内の濃度に至るまで操業を停止するほかないとした。

1 はじめに

本件は、仮処分という民事保全の手続で争われたものですので、簡単にこれについて説明しましょう。この手続は、遅滞によって生ずる危険を避けるために、簡易迅速に、ある処置ないし処分を講ずるための訴訟手続です。本手続で申立てが認容されるためには、被保全権利と保全の必要性という二つの要件についてその疎明(一応の証明のことを言います。)が必要です。また、ここでは、申し立てた人のことを「債権者」、申し立てられた人のことを「債務者」と言います。

2 本件施設の概況

まず、本件施設の概況を見てみましょう。債務者は、平成 10 年夏頃から本件施設で木屑等の産業廃棄物の焼却を開始しました。この施設は、産業廃棄物である木屑をはじめとする建設混合廃棄物等を焼却することを目的として建設された 2 基の焼却炉を有しています。債権者らが居住等している Aニュータウンは、本件施設から概ね 800 メートルの半径内に所在しています。ただし、最も近い所では、直線距離で約 420 メートル離れているに過ぎません。

3 本件施設の安全性

債権者らの申立ては、本件施設の操業の禁止を求めるものです。その理由とするところは、

本件施設が、ダイオキシン類を発生させる蓋然性の高い焼却施設であること、本件施設の操業により債権者らは高濃度のダイオキシン類に曝され健康被害等のおそれがあることです。

ダイオキシン類は、言うまでもなく、強い毒性があり、微量の摂取によっても発がんや、生殖障害等人体への悪影響を及ぼす危険性があります。そして、このダイオキシン類は、廃棄物を低温で焼却すると生成されると一般に認められています。そこで、廃棄物を焼却する際には、この排出を削減し、環境汚染を防止することが人体の安全確保のため不可欠の措置です。

では、本件施設は、ダイオキシン類の発生を抑制するのに十分な設備を備えていたでしょうか。

大気汚染防止法施行令並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則によると、本件施設は、例えば、燃焼ガスが摂氏 800 度以上の状態で燃焼できる燃焼室の設置等の構造基準、及び、燃焼ガスが摂氏 800 度以上の状態で燃焼等といった維持管理基準を満たす設備が備えられていなければならないことになっています。ところが決定によると、本件施設には、前記構造基準を満たす設備が備えられていないということです。

850 度以下で塩素化合物を含有する物質（債務者が焼却を予定している木屑等には、これらが使用または結合されていることが多い）を燃焼するとダイオキシン類が発生することは避けられないことについては、当事者間に争いがありません。従って、この施設において、これらを焼却すると、ダイオキシン類が発生する危険性があります。本決定は、本件施設は、操業することによってダイオキシン類を発生させることが避けられない施設であると認定しています。

4 操業の停止

では、ダイオキシン類を発生させるからと言って、直ちに操業を停止させることができるのでしょうか。決定は、差止を認めるか否かの基準として、多くの判例が採用しているように、受忍限度を超える侵害があるか、あるいはそのような侵害が予想されるかという判断基準を用いています。ここに受忍限度とは、本シリーズで度々述べてきましたように、我慢できる被害の限度のことです。そして、その内容は、侵害される利益等の諸要素を総合的に判断して決めることとなります。本決定は、健康被害が生じた場合の結果は重大であるのにそれに対する設備の安全性が不十分であるという債務者側の事情を重要な判断要素とみて、「本件施設が前記構造基準を充足する設備を備え、また、同維持管理基準に副った維持管理が可能となって、受忍限度を超える周辺地域の環境破壊や住民の法益侵害の発生蓋然性が消失するに至るまで」操業を停止してもやむをえないとしています。結局、債権者らには、ダイオキシン類に曝され健康が侵害される等のおそれがあるということで、本件施設の操業停止を求める被保全権利があり、また、ダイオキシン類の毒性の大きさ等に照らし保全の必要性もあるとされ、本件施設の操業禁止が認められました。

5 おわりに

住宅の建築ブームの一方で、建築廃材の処理の問題も深刻化しています。産業廃棄物処理施設においてダイオキシン類を発生させないことはもちろん、住宅自体も高耐久性のもの

にしたり、またリサイクル可能なものを使用する等して、廃棄物の総量を減らすよう社会全体で取り組みたいものです。

(公害等調整委員会事務局主査 小暮 敏郎)